

議案第111号

山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例

山陽小野田市住民投票条例（平成18年山陽小野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「範囲内において」の次に「、かつ、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、山口県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙（以下「公職選挙」という。）の投票の日を除く日に、選挙管理委員会が」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めた後に、当該投票日に公職選挙が行われることとなったときその他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、当該変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市住民投票条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住民投票の期日)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 住民投票の投票の期日（以下「投票日」という。）は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において、<u>かつ、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、山口県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙（以下「公職選挙」という。）の投票の日を除く日に、選挙管理委員会が定めるものとする。</u></p> <p><u>3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めた後に、当該投票日に公職選挙が行われることとなったときその他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更しなければならない。</u></p> <p><u>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、当該変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。</u></p>	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 住民投票の投票の期日（以下「投票日」という。）は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において定めるものとする。</p>